

保 発 0401 第 8 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第79号）が本日公布され、令和6年1月1日から施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、これらに留意の上、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容

令和6年度以降の全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率に係る加算・減算制度（いわゆる「協会インセンティブ制度」）について、

- ・ 減算対象となる都道府県支部を、総得点（「特定健康診査等の実施状況等を勘案して協会が算定した得点」をいう。以下同じ。）が全都道府県支部の上位2分の1の範囲に属する都道府県支部から、当該総得点が全都道府県支部の上位3分の1の範囲に属する都道府県支部に変更する。
- ・ 特定健康診査等の実施状況等に対する評価指標1から5までのうち、評価指標4を「支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認めた者の保険医療機関の受診率」とする。

第2 施行期日

令和6年1月1日

